

虐待防止に関する指針

1. 虐待防止における指針作成の目的

株式会社ワイストラインが運営する事業所がサービスを提供するにあたり、高齢者、障害者及び児童の虐待防止法の趣旨を理解し、「虐待防止」に取り組むための指針とすることを目的として作成する。

2. 虐待防止に関する基本的考え方

利用者の人権を尊重し、下記の虐待の定義に該当する内容及び関連する不適切なケアを一切行わないこととする。

また、虐待の発生の防止に努めるとともに早期発見、早期対応、発生防止について、すべての職員がこれらを認識してケアを実施するよう努めるものとする。

3. 虐待の定義

虐待とは職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

①身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、もしくは生じる恐れのある行為を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

②性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

③心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④介護放棄（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、前掲①から③に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

4. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

◎虐待防止委員会の設置

虐待防止に向けて多種多様な事例の検討及び多角視点からの対策を図るために法人内事業所が連携し、「虐待防止委員会」（以下、「委員会」とする。）を一体的に設置する。

委員会は年1回以上開催するものとし、身体拘束等適正化委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議とも一体的に行う場合がある。さらに会議の実施にあたっては、オンライン会議システムを用いる場合がある。

◎委員会の構成員

委員会は、各事業所の管理者及び指導監査部の職員で構成する。虐待防止に関する担当者は、各事業所の管理者とする。

◎委員会の役割

委員会は、身体拘束等の適正化を進めるため、以下のことを行う。

①虐待防止における指針等の見直し及び様式の整備

②発生した「虐待」の報告及び通報が適正に行われているかを確認する

③報告された事例及び検討結果、再発防止対策を職員に周知徹底する

④教育研修の企画・実施

5. 虐待防止のための指針の整備に関する事項

委員会は、本指針や各種様式の作成及びその内容に変更、追加が生じたときは、速やかに修正や作成を行う。

6. 虐待防止のための職員研修の内容に関する事項

委員会は職員教育を進めるために以下の内容について検討、実施する。

- ①新規採用時に虐待防止研修の実施
- ②年 1 回以上の虐待防止等に関する教育を行うための研修を実施
- ③研修の実施内容の記録

7. 虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関する事項

委員会は、職員が相談しやすい体制や環境を整えるために以下の内容について適切に実施する。

- ①虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善に向けた検討を行う。
- ②ストレス要因が高い労働条件の確認と必要な改善を行う。

8. 虐待を把握した場合に通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事項

虐待を把握した者は、以下の手順に従い適切に報告を行う。

- ①虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見又は通報を受けた職員は、利用者の安全・安心の確保を最優先に努め、虐待通報等連絡書を記入し、虐待防止担当者に報告する。
- ②虐待防止担当者は、行政担当部局への報告とともに、家族に誠意を持って謝罪し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨を伝える。また、受診が必要な場合は速やかに対応する。
- ③虐待について行政担当部局の調査が行われる場合は、虐待防止担当者が対応する。

9. 虐待等の発生原因等の分析から得られる再発防止策に関する事項

虐待等が発生した時には以下の手順に従い、再発防止策を検討し、確実に実施する。

- ①虐待防止担当者は、虐待の発生ごとに虐待の実態、経緯、背景等を調査する。
- ②虐待防止担当者は、委員会において、虐待の発生ごとに調査内容及び再発防止策について報告を行う。
- ③虐待防止担当者は、委員会で確認された再発防止策等について、通報者及び虐待を受けた利用者に説明を行う。
- ④虐待について法人として対応が必要な場合は、上記の手順を経ずに委員会が主導して対応する。
- ⑤虐待防止担当者は、委員会で承認された虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族及び行政担当部局に報告する。

10. 成年後見制度の利用支援に関する事項

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々の権利擁護が図られるよう、親族および関係各所等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

11. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する事項

当該指針については、だれでも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページにも掲載するものとする。

12. その他虐待防止の推進のために必要な事項

職員研修に関する事項に示されている研修以外にも関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

附則

本指針は、令和4年4月1日から施行する。